

みんなで作る循環型のまち・あかしプラン

明石市一般廃棄物処理基本計画

(平成28(2016)年度～平成37(2025)年度)

【概要版】

平成28(2016)年5月

明石市

— 目 次 —

《ごみ処理編》

策定にあたって	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画目標年度	2
3 ごみ排出量の動向	2
4 ごみ処理の現状	3
5 課題の整理	5
6 ごみ処理基本方針	6
7 目標値の設定	7
8 ごみ処理基本施策	8

《生活排水処理編》

策定にあたって	12
1 計画の位置づけ	12
2 計画目標年度	12
3 生活排水の現状	12
4 生活排水処理基本計画	13

ごみ処理編

策定にあたって

「資源」は私たちが生活する上で必ず消費し、消費された後に「ごみ」となり、処理・処分されます。さらに、ごみの処理・処分に伴った排ガスや排水は、環境に対する負荷を与えており、私たちの生活に起因して、地球温暖化に代表される環境問題や天然資源の枯渇など地球規模での問題が生じています。

このような状況に対して、これまでの大量生産・大量消費型の社会・経済活動により形成されてきた大量廃棄型の社会からの転換を図り、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り削減される『循環型社会』の構築を図る必要があります。

明石市（以下、「本市」といいます。）では、「廃棄物処理法」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、循環型社会の構築を図るための計画として、平成24(2012)年3月に「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）」（以下、「前計画」といいます。）を策定し、一般廃棄物の排出抑制から最終処分に至るまでの各推進項目を計画的に実施してきました。前計画では、おおむね5年ごとに見直すとしており、平成27(2015)年度が見直しの時期にあたります。以上を踏まえ、循環型社会の構築を一層推進するために、平成26(2014)年度までの実績と中間年度（平成27(2015)年度）における進捗状況を検証することにより、この度、計画の見直し（以下、「本計画」といいます。）を行うものです。

1 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定を受け策定するものですが、本市における本計画の上位計画である、「明石市第5次長期総合計画」や「第2次明石市環境基本計画」とも関連しています。

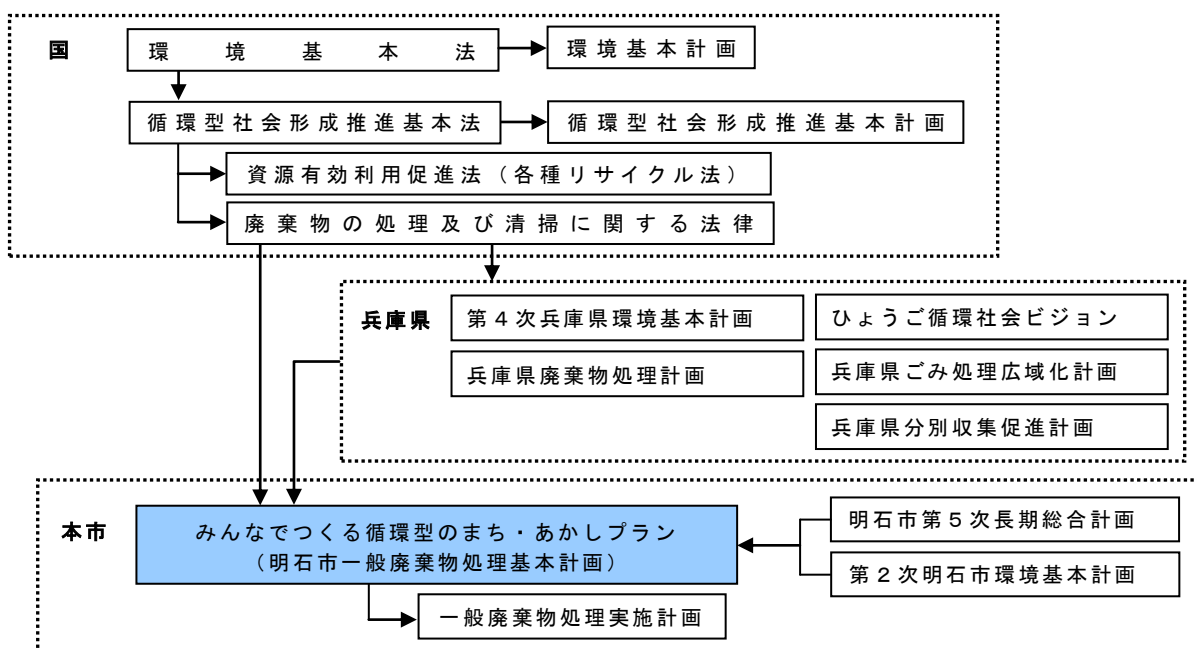


図1 計画の位置づけ

2 計画目標年度

本計画は、平成37(2025)年度を目標年度とします。

また、計画期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間とします。

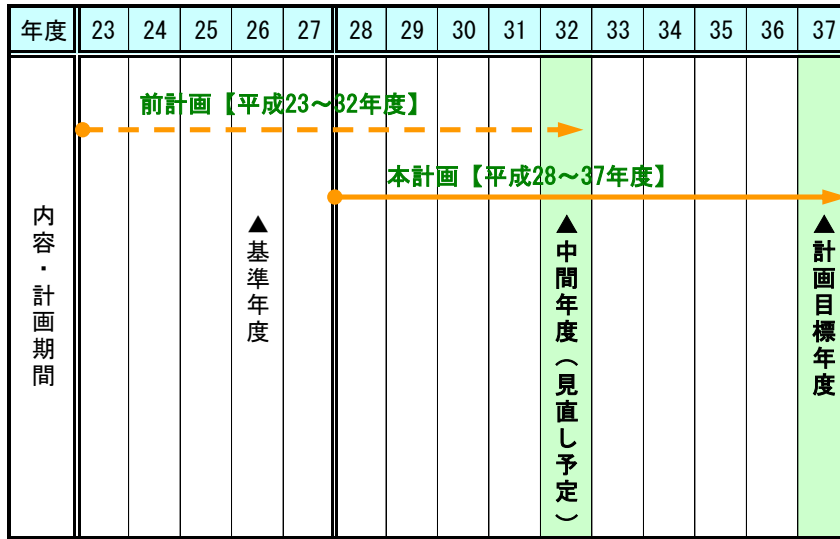


図2 計画期間と目標年度

3 ごみ排出量の動向

ごみ排出量及び1人1日あたり排出量等については、家庭系ごみは減少傾向を、産業廃棄物は増減を繰り返した傾向をそれぞれ辿り、事業系ごみは減少傾向を示した後、増加に転じています。

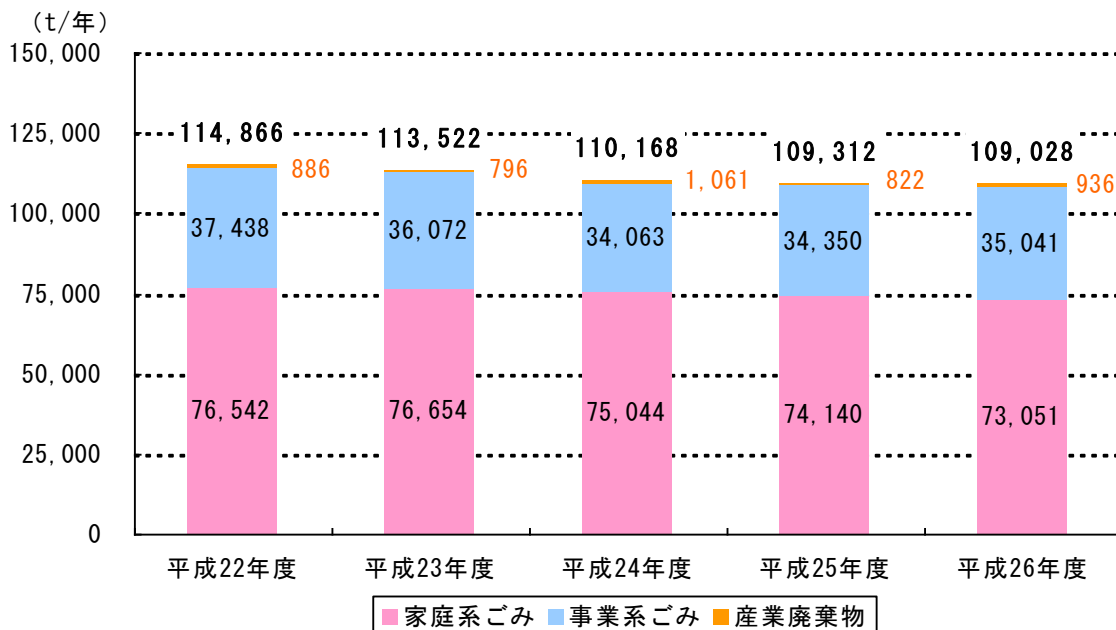


図3 ごみ排出量の実績

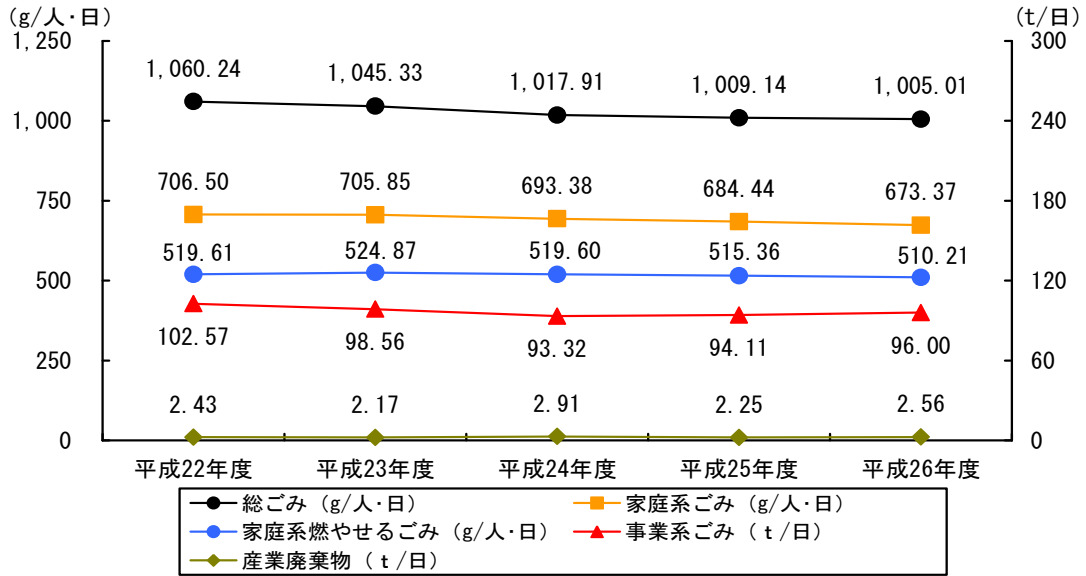


図4 1人1日あたり排出量等の実績

4 ごみ処理の現状

(1) 焼却処理量

焼却処理量は、人口の増加や下水汚泥由来燃料等の焼却処理を主要因として増減を繰り返していますが、下水汚泥由来燃料等を除いた場合には、減少傾向を示しています。一方、破碎選別処理量は減少傾向を辿っています。

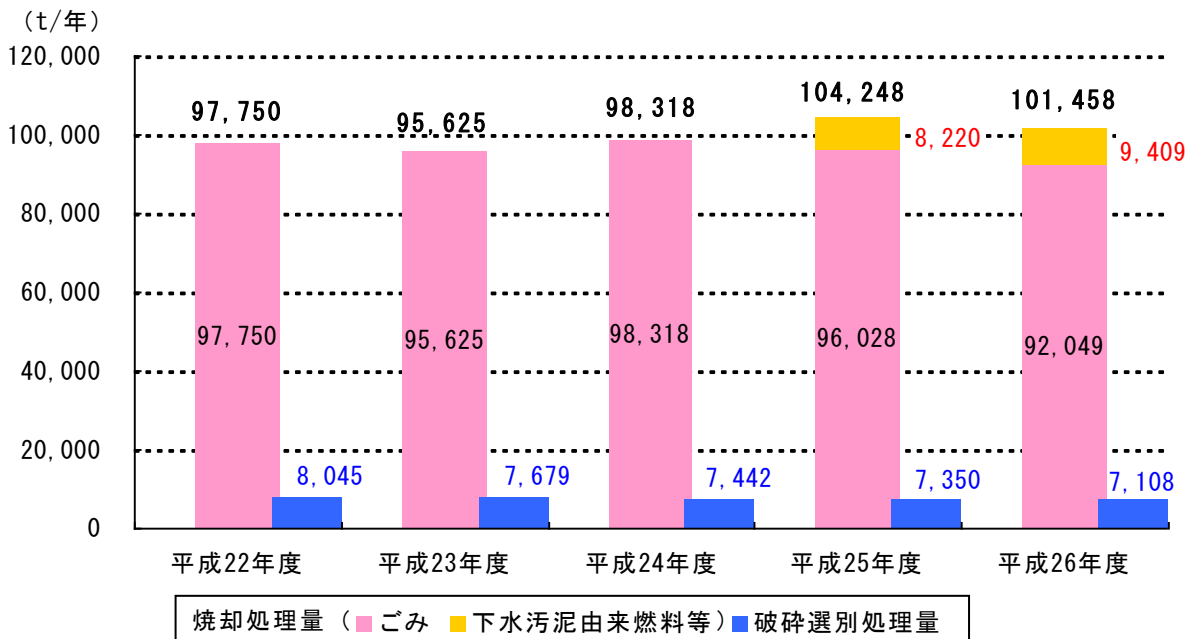


図5 焼却処理量及び破碎選別処理量の実績

(2) 資源化量

集団回収量は減少傾向を辿り、家庭系直接資源化量及び中間処理後資源化量は減少傾向を示した後、増加に転じています。

資源化は、7割以上を紙類（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール等）が占めています。また、リサイクル率については、低下傾向を辿っています。

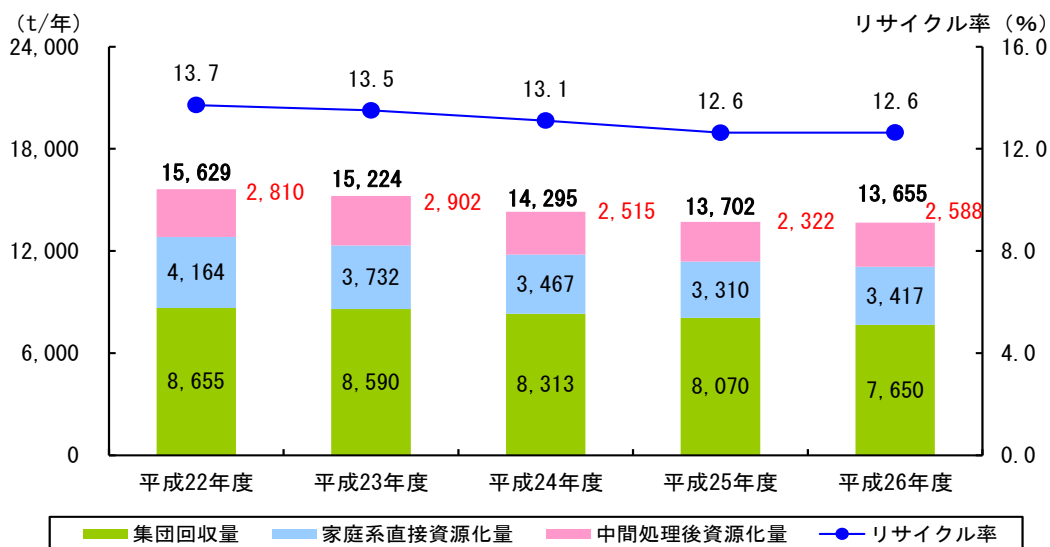


図6 資源化量の実績

(3) 最終処分量

本市保有の最終処分場での最終処分量（本市埋立）は減少傾向を示した後、ほぼ横這い傾向を示しています。また、大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分場での最終処分量（フェニックス搬送）については、大阪湾広域臨海環境整備センターとの契約（7,000 t/年）に基づいた最終処分を行っています。最終処分量については、9割以上を焼却灰が占めています。

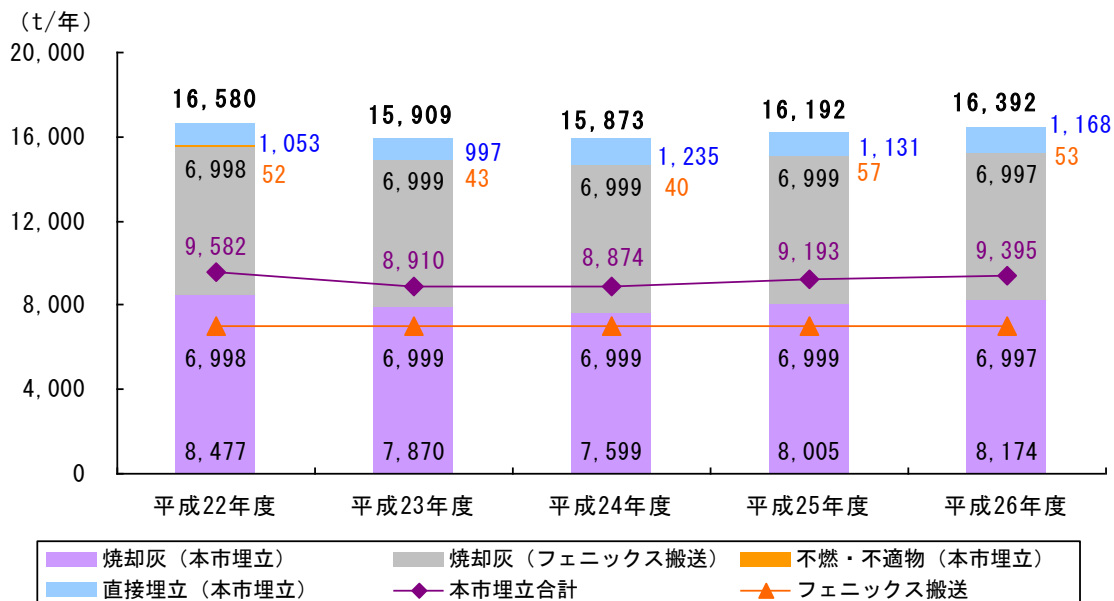


図7 最終処分量の実績

5 課題の整理

(1) 排出抑制

ごみの排出抑制を図るには、「ちゅう芥類」及び「紙類」の削減を効果的に進める必要があり、そのためには、家庭における食品ロス削減や分別収集の周知徹底等に積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) 資源化

燃やせるごみ等として排出されている資源化可能物の混入防止や資源ごみや紙・布類の回収が図られるよう、資源化に対する市民意識の高揚や分別排出の徹底について、継続的な促進に取り組んでいく必要があります。

また、焼却灰などの、建設資材原料化（再資源化）が可能なものについても、新たな課題として、検討する必要があります。

(3) 収集運搬

紙類（新聞紙、段ボール、雑がみ）の分別排出の徹底について、継続的な促進に取り組んでいく必要があります。

また、生ごみは水切りを行うことで、汚水の漏れや悪臭を抑制し、ごみステーションの環境を良くするだけでなく、衛生的な収集運搬に繋がるため、生ごみの水切りについて啓発を行い周知する必要があります。

(4) 中間処理

明石クリーンセンターの焼却施設及び破砕選別施設は、平成11（1999）年4月の稼働開始から16年が経過し、経年に伴う老朽化が進んでいる状況にあるため、早期に次期計画を策定する必要があります。

(5) 最終処分

市域が狭い本市では、現在の最終処分場が最後の処分場となることが予測されるため、今後、一般廃棄物の更なる資源化や焼却灰の資源化など最終処分量の削減に向けた取り組みを推進し、できるだけ現在の最終処分場を長期間利用する必要があります。

(6) その他

ごみ処理経費については、今後もごみ処理の合理化や効率化を図り、ごみ処理経費の抑制に継続して取り組むことが重要と考えます。

事業系ごみのごみ処理手数料については、近隣市と比べて安い料金設定となっているため、処理原価及び近隣市との料金バランスを図ったごみ処理手数料の適正化が必要と考えます。

6 ごみ処理基本方針

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、第2次明石市環境基本計画の基本方針に基づき、前計画の基本理念である「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」を引き継ぐこととします。

基本理念 環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし

(2) 基本方針

本計画が掲げる基本理念の実現を図るためには、3R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再使用〕、リサイクル〔再生利用〕）を中心とする「減量・資源化」の推進等のごみ処理に関する様々な施策（推進項目）が必要になります。

そのため、本計画における基本的な方針を以下のように定め、様々な施策を推進していきます。

基本方針1 ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

私たちが生活する上で、ごみは必ず発生しますが、「無駄なものは買わない」、「ものを大切に使う」など生活の中で考え、実践することでごみを確実に減らすことができます。

また、ごみ処理に関する施策としては、ごみの発生抑制が環境負荷の低減やごみ処理経費の削減に最も効果的であり、どうしても発生するごみについては環境への影響や資源としての価値等を考慮しながら再使用・再利用を行うことが重要です。

本市では、市民一人ひとりが心がけ一つで実践できる、ごみの発生抑制を最優先とした施策を推進していきます。

基本方針2 パートナーシップによる取り組みの強化

ごみを出すのが私たちであれば、ごみを減らせるのも私たちです。循環型社会の実現を図るためには、それにふさわしい人の存在が不可欠です。市民、NPO、地域にある企業など、それぞれの人が相互に手を取り合って環境問題やごみ問題に真剣に取り組むことが重要です。

これらの人々が、行政と目標を共有し、適切な役割分担のもとに、それぞれの能力を発揮していくことが『循環型のまち・あかし』への原動力であるため、パートナーシップによる取り組みを強化していきます。

基本方針3 ごみの安全・安心な適正処理

ごみの処理は、市民が快適に安心して暮らすために必要な行政サービスのひとつであり、ごみを適正に処理することは環境への負荷を低減するためにも必須です。

しかし、ごみを収集し処理・処分するためには多額の費用がかかるため、本市では、効率的かつ合理的なごみ処理を推進するとともに、安全性や環境への影響を十分に考慮した、持続可能な循環型社会を目指します。

7 目標値の設定

本市のごみ処理にかかる課題を踏まえ、循環型社会を実現するための目標値を以下のよう
に定めます。

また、目標値については、計画目標年度（平成37（2025）年度）における値とし、ごみ減
量や再資源化などの進捗状況を把握するための指標とします。

目標 1 ごみ処理量の削減

市ごみ処理量^(注1)を平成26(2014)年度の97,025t/年から80,000t/年に削減します。

目標値 80,000t/年 ⇒ **削減量** 約17,000t/年

(注1) 市ごみ処理量=直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量
産業廃棄物は除きます。

家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量を平成26(2014)年度の510g/人・日から
425g/人・日に削減します。

目標値 425g/人・日 ⇒ **削減量** 85g/人・日

事業系市ごみ処理量^(注2)を平成26(2014)年度の35,041t/年から30,000t/年に削減
します。

目標値 30,000t/年 ⇒ **削減量** 約5,000t/年

(注2) 産業廃棄物は除きます。

目標 2 最終処分量の削減

最終処分量^(注3)を平成26(2014)年度の16,392t/年から10,000t/年に削減します。

目標値 10,000t/年 ⇒ **削減量** 約6,000t/年

(注3) 本市所有の最終処分場への埋立量及びフェニックスへの搬送量を含めた最終処分量です。

目標 3 リサイクル率の向上

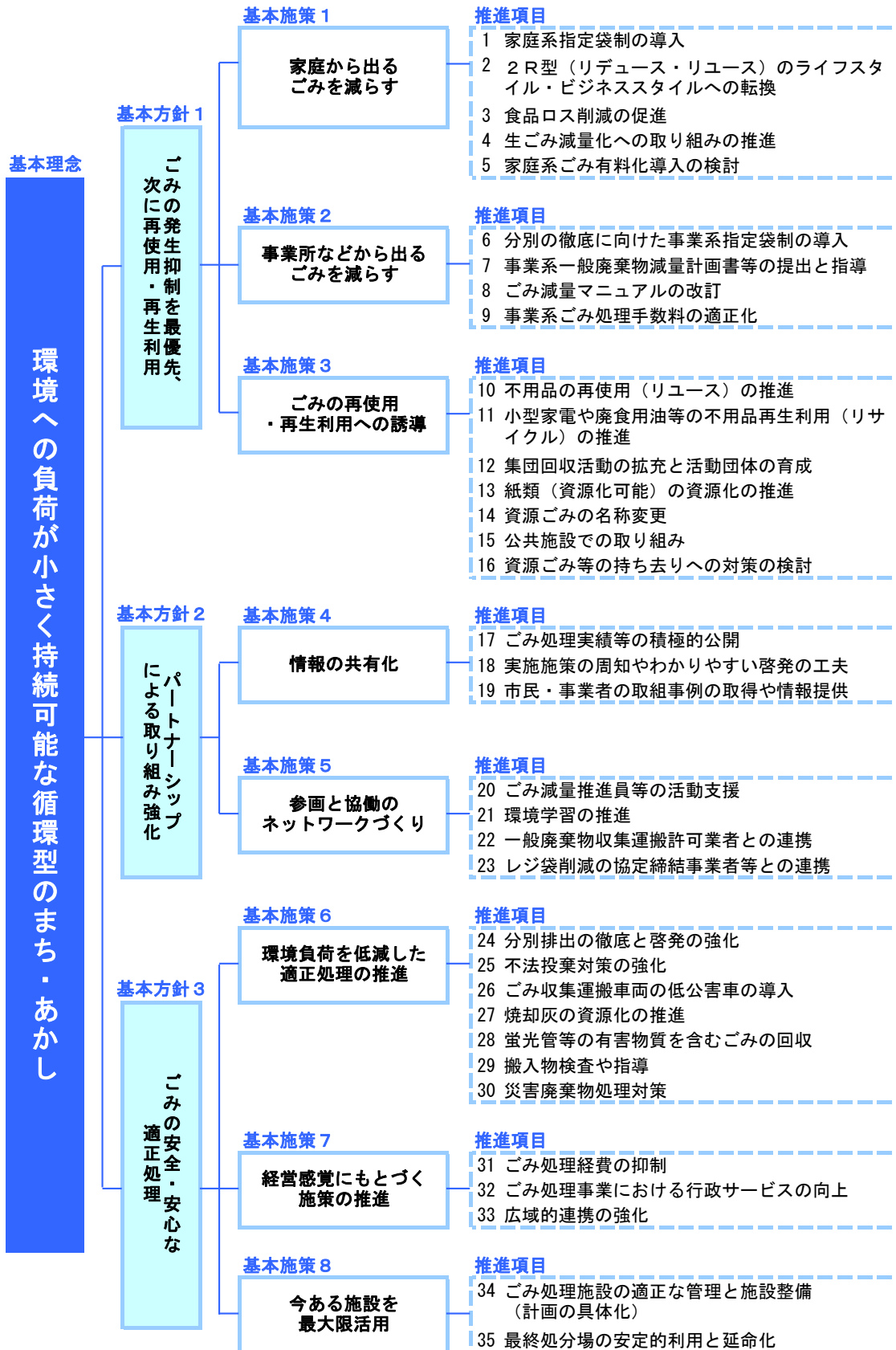
リサイクル率を平成26(2014)年度の12.6%から19.2%まで向上します。

目標値 19.2% ⇒ **上昇率** 6.6ポイント

8 ごみ処理基本施策

基本理念の実現を図るため、本市が取り組む施策の主軸となるものを基本施策とし、前述に掲げた3つの基本方針に対して8つの基本施策を設定します。

また、基本施策に関する具体的な取り組み内容として、推進項目（35項目）を定め、各施策の展開を図ることとします。主な推進項目については、次頁以降に詳細を示します。



(1) 推進項目1 家庭系指定袋制の導入

本市では現在、家庭系ごみを中の見える無色またはブルー系の袋に入れて排出することとされていますが、分別の徹底とごみの排出抑制、不適正排出の防止を図るため、指定袋制を導入します。指定袋制導入の際には、十分な周知やきめ細やかな対応を行うため、事前に意見交換会などを開催し、市民に理解と協力を求めています。

本市が導入予定の指定袋制は、市が袋の規格（大きさ、種類、色など）のみを定め、袋の一部に「明石市指定」と印刷するもので、制度導入後は、この指定袋を用いて排出していただくことになります。

さらに、指定袋は市民が購入しやすい店舗での販売とし、各家庭で排出されるごみの量に応じて大きさをお選びいただけるようにします。

袋の仕様（大きさや透明度など）については、先行して導入している近隣他都市の状況等を調査して決定していきます。

なお、この指定袋制は、袋の価格にごみ処理経費を上乗せしないため、いわゆるごみの有料化ではありません。

(2) 推進項目3 食品ロス削減の促進

1) 食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の削減

食品ロス（消費期限が切れた手付かず食品や食品の食べ残し等の廃棄）に対する認識を高めるため、『もったいない』を意識した行動（必要なものを必要なだけ購入する買い物（食材調達）や完食（食べ残しをしない））を推進し、家庭等において発生している食品ロスの削減を目指します。

また、市民が家庭で取り組むことのできる食品ロスを削減するための方策（食材の使い切り、過度な鮮度志向の抑制等）について、普及啓発を図ります。

2) エコクッキングの推進

必要なものを必要なだけ購入する買い物、まだ食べられる食品を捨てない、作り過ぎない、野菜の皮などを捨てずに活用する、残り物を別の料理にアレンジする等、環境に配慮した「買い物」及び「料理」を行うエコクッキングについては、関係機関と連携し、推進します。

(3) 推進項目9 事業系ごみ処理手数料の適正化

クリーンセンターの搬入手数料は近隣市と比較すると低い料金水準となっています。処理原価及び近隣市との料金バランスを図るため、搬入手数料の適正化を適時・適切に実施します。

(4) 推進項目13 紙類（資源化可能）の資源化の推進

家庭系ごみについては、「燃やせるごみ」に多くの資源化可能な紙類（新聞・折込広告、雑誌、雑がみ、段ボール等）が含まれているため、より一層、分別の徹底が市民に浸透するよう啓発に努めていきます。

また、地域のコミュニティーやネットワーク（情報共有や繋がり）の強化を図ることで、集団回収活動団体の活動の活性化を促し、資源化可能な紙類が「燃やせるごみ」として排出されないことを目指します。

事業系ごみについても「燃やせるごみ」に多くの資源化可能な紙類が含まれているため、指定袋制の導入による適正排出の促進、事業者に対する啓発・指導及びリサイクル業者やオフィス町内会等の取り組みに関する情報提供を行うことで、紙類がリサイクルルートへ適正に排出されるよう取り組みます。

(5) 推進項目16 資源ごみ等の持ち去りへの対策の検討

ここ数年、ごみステーションに分別排出された資源ごみや燃やせないごみを持ち去る行為が増加しており、近年では、この行為が組織的に行われるようになり問題となっています。

そのため、ごみ減量・分別意識の低下の防止やごみステーションの清潔保持及び適正排出を目指し、持ち去りに対する啓発等を推進します。また、条例により資源ごみ等を持ち去る行為を規制するなどの対策について検討します。

(6) 推進項目27 焼却灰の資源化の推進

焼却処理後の焼却灰については、本市所有の第3次最終処分場及びフェニックスへの委託により最終処分を行っていますが、フェニックスでは搬入量を制限しており、平成40年度以降の最終処分場計画が定まっていない状況にあります。

そのため、焼却灰について、安定かつ継続的な処理・処分を確保し、ごみの再生利用や最終処分場の延命化を図っていくため、焼却灰の資源化を進めていきます。

(7) 推進項目31 ごみ処理経費の抑制

行財政改革の観点から、安全性や環境への影響を十分に考慮しつつ、収集体制および業務の委託について効率化を図り、経費の抑制に努めます。

(8) 推進項目34 ごみ処理施設の適正な管理と施設整備（計画の具体化）

本市におけるごみ処理施設（ごみ焼却施設・破砕選別施設）は、平成11（1999）年4月の稼働開始から16年が経過していますが、適正な管理（計画的な点検補修等）を行い、安定的な稼働に努めていきます。

しかしながら、経年に伴う老朽化が進んでいる状況であり、また、ごみ量の減少などから、現施設での処理は非効率な面もあるため、将来的なごみ処理施設の整備・運営に向けて計画の具体化を図っていきます。

また、次期ごみ処理施設については、環境負荷の低減や大規模災害に対する強靱な処理システムの構築が図られた施設となるよう検討を進めていきます。また、多くの

市民に利用される多機能型施設となるよう、併せて検討を行います。

なお、次期ごみ処理施設の計画策定時には、プラスチック製容器包装の分別収集の検討など、今後のごみ減量やリサイクルの状況を踏まえつつ、リサイクル施設の整備について検討を進めていきます。

(9) 推進項目35 最終処分場の安定的利用と延命化

本市が利用している最終処分場は、本市保有の第3次最終処分場とフェニックスの2つがあり、本市保有の第3次最終処分場については、平成19(2007)年5月から埋立を開始し、平成37(2025)年度までの埋立期間(18年間)を予定していますが、現在の埋立状況を踏まえると、当初予定より10年以上は継続使用が可能と考えられます。

しかし、市域が狭い本市では、市内で最終処分場の用地を確保することは非常に困難な状況にあるため、現在の最終処分場が最後の処分場となることが予想されます。

そのため、一般廃棄物の更なる減量化や資源化など最終処分量の削減に向けた取り組みを推進することで、可能な限り現在の最終処分場の延命化(長期利用)に努めます。

さらに、最終処分場の主な埋立物である焼却灰の処分については、フェニックスの動向^(注1)を踏まえた活用や焼却灰の資源化に取り組むこととします。

なお、第2次最終処分場については、ほぼ埋立を完了しており、完了後は埋立物が安定化するまでの間、適正な管理を行います。

(注1) 搬入量を制限しており、平成40年度以降の最終処分場計画が定まっていない状況にあります。

生活排水処理編

策定にあたって

本市における生活排水は、公共下水道を主体に処理を行い、下水道供用開始区域外をはじめ、区域内における下水道未水洗化のし尿及び浄化槽汚泥等についても終末処理場である二見浄化センターにおいて適正に処理を行っています。

今後も継続した生活環境の保全を図っていくには、生活排水の適正な処理に努める必要があります。

また、前計画策定から5年が経過したことから、これまでの施策を見直し、計画的な施策の推進を図るため、生活排水処理計画の策定を行うものです。

1 計画の位置づけ

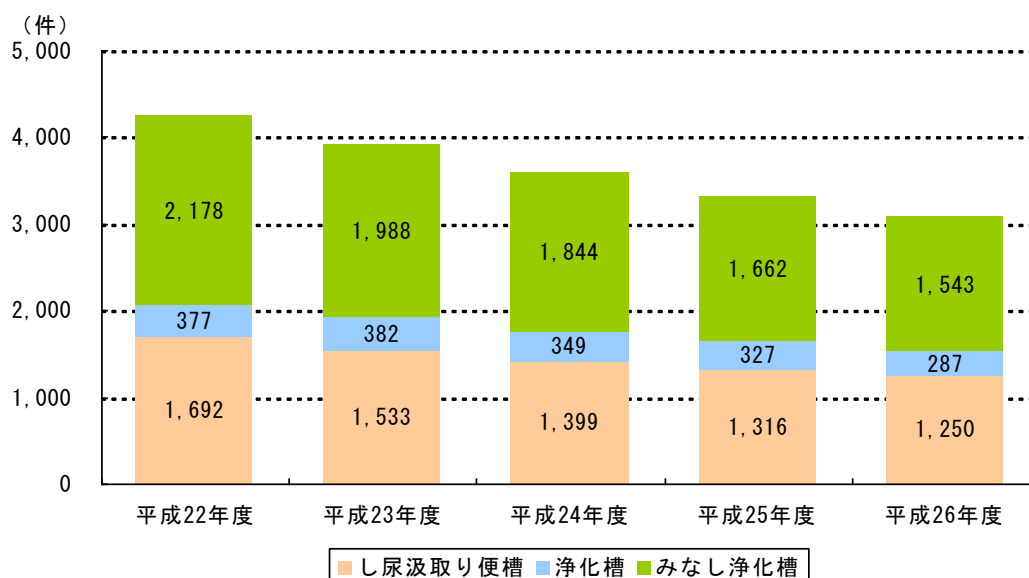
本計画は、「明石市第5次長期総合計画」及び「第2次明石市環境基本計画」を上位計画とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定を受けた計画として位置づけ、「明石市生活排水処理計画」及び「あかし下水道計画ガイド」との整合を図り、長期的・総合的な視点のもと、本市における生活排水処理計画を計画的に推進するための方針を定めたものです。

2 計画目標年度

本計画は目標年度を平成37(2025)年度とし、計画期間は平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間とします。

3 生活排水の現状

本市におけるし尿汲取り便槽及び浄化槽等の設置件数は、公共下水道の整備や普及に伴い、減少傾向を辿っています。



備考) 各年3月31日の設置件数です。

図8 し尿汲取り便槽及び浄化槽等の設置件数

4 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念

生活排水処理に関しては、公共下水道の整備を主体とし、下水道供用開始区域外及び区域内の下水道未水洗化の生活排水について、適正に処理することを基本理念とします。

また、明石市環境基本計画に掲げる環境像を受けて、「恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし」を目指し、一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の理念を次のように定めます。

基本理念 公共用水域の水質保全による安全で快適なうるおいのあるまち・あかし

(2) 基本方針と基本施策

基本方針に基づき設定された5つの基本施策を推進していくこととします。

基本方針1 し尿及び浄化槽汚泥等の適正な収集運搬の推進

基本施策1 し尿収集運搬の効率化

し尿収集量及び収集人口については、今後も減少傾向が見込まれるため、収集運搬体制（市内全域委託）そのものを総合的に見直します。

基本施策2 適正な浄化槽汚泥等収集運搬の実施

浄化槽汚泥等については、今後も、公共下水道の整備により浄化槽設置人口の減少が見込まれるため、現在の許可業者による収集運搬を継続することで、適正な収集運搬の実施を推進していきます。

基本方針2 浄化槽の適正管理の推進

基本施策3 維持管理に対する啓発・指導

浄化槽の適切な維持管理が行われるよう、浄化槽管理者及び使用者等に浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃の実施、法定検査の受検）を啓発・指導していきます。

基本施策4 浄化槽清掃業許可業者に対する指導・監督

浄化槽の適切な維持管理のためには、浄化槽管理者等と清掃業許可業者との連携が強く求められます。そのため、許可業者には清掃の適正な実施を指導・監督していきます。

基本方針3 し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理の推進

基本施策5 浄化センターでの処理

し尿及び浄化槽汚泥等については、今後も二見浄化センターで効率的な処理を行います。

みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン
明石市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

平成28（2016）年5月

明石市環境部

編集：資源循環課

〒674-0053 明石市大久保町松陰1131 明石クリーンセンター内

TEL：078-918-5794 FAX：078-918-5793

電子メール：sigen-j@city.akashi.lg.jp